



平成 30 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 英 明
(コード番号：6093 東証第一部)
問い合わせ先 取締役執行役員 太 田 昌 景
管理本部長 (TEL. 03-6703-0500)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 5 月 29 日開催予定の第 11 期株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

なお、本株主総会で本制度導入に関する議案が原案どおり可決された場合、当社の執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入することを検討しております。また、当社グループ会社においても、取締役及び執行役員に対し同様の株式報酬制度を導入することを検討しております。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は、設立当時に年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、取締役に對し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額 26 百万円以内（うち、社外取締役は年額 5 百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年 104,000 株以内（うち、社外取締役は年 20,000 株以内）とします（ただし、本株主総会における決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとします。）。

1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。本制度の導入目的の一つである企業価値の共有を中長期にわたって実現するため、次の①に定める譲渡制限期間は 3 年以上とします。

- ① 取締役は、あらかじめ定められた期間（3 年以上）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式として当社普通株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。また、当社グループ会社にて同様の株式報酬制度を導入した場合には、当社グループの取締役及び執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式として当社普通株式を当社取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以 上